

みと好文カレッジ運営審議会委員募集要項

- 1 公募趣旨 みと好文カレッジを適正かつ円滑に運営するに当たって、市民の意見を反映させるため、みと好文カレッジ運営審議会委員を公募する。
- 2 審議内容 みと好文カレッジに係る次の事項を審議する。
(1) みと好文カレッジの運営に関すること。
- 3 任期 2年間
(令和6年6月2日から令和8年6月1日までを予定しています。)
- 4 募集人員 若干名
- 5 応募資格
(1) 市内に居住し、在学し、又は勤務する者で、令和6年6月2日現在において18歳以上のものであること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 応募日において、本市の他の附属機関の委員に委嘱され、委嘱が予定され、又は応募している者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者
- 6 応募方法 水戸市附属機関委員応募申込書(別記様式)に必要事項を記入し、持参、郵送、電子メール又はファックスの方法により応募する。
- 7 応募期間 令和6年3月18日(月)から令和6年4月7日(日)まで
郵送の場合は、当日消印有効
- 8 選考方法 書類審査
- 9 その他
・ 委嘱後の審議会は、平日昼間の開催を予定しておりますので、御承知おきの上、応募

をお願いします。

- ・応募申込書は、生涯学習課、みと好文カレッジ、各出張所及び各市民センターに備えるほか、水戸市のホームページからダウンロードできるものとする。

10 申込み・問合せ先 水戸市教育委員会みと好文カレッジ
〒310-0852
水戸市笠原町978番地の5
電話 029-303-6602
ファックス 029-303-6601
E-mail college@city.mito.lg.jp